

平成30年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

高山市監査委員



31 監査第80号
令和元年8月23日

高山市長 國島 芳明 様

高山市監査委員 笠原 旦彦
高山市監査委員 倉坪 和明
高山市監査委員 倉田 博之

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり審査意見を提出します。

平成30年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和元年7月10日から令和元年8月9日まで

第3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準 ※	財政再生基準
①実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	- (黒字)	11.93	20.00
②連結実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	- (黒字)	16.93	30.00
③実質公債費比率	8.8	9.9	9.0	25.0	35.0
④将来負担比率	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	350.0	

※ 早期健全化基準は平成30年度における数値

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3か年の平均である。

当年度は8.8%で、前年度に比べ1.1ポイント減少し、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準25.0%を下回っており、良好な状態が維持されている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、現時点での一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

地方債残高の将来負担額より充当可能財源が多いため、将来負担比率は算出されない。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名称	平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	平成28年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
下水道事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
地方卸売市場事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
農業集落排水事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
観光施設事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

すべての公営企業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定されない。

3 審査意見

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、各比率の前年度比についても特に大きく変動しているものは認められず、健全な状態を維持している。

しかしながら、人口減少等による市税収入の伸び悩みや国の税制改革、地方交付税における合併特例の終了など収入の減少が懸念される状況下で、社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化に伴う整備費用など今後も支出の増加が見込まれる。

そのため、事業実施にあたっては継続して既存事業の見直しを含め、将来、過度の負担を生じないように内容等を十分検討され、引き続き、公営企業や外郭団体を含めた自主的・自立的な財政の健全性の確保に努められたい。

算定対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	↑	↑	↑	↑
	一般会計等に属する特別会計	学校給食費特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	連結実質赤字比率	↑	↑	↑	↑
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)					
		介護保険事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	法適用企業	水道事業会計	実質公債費比率	↑	↑	↑	↑
		下水道事業特別会計					
	公営企業会計 法非適用企業	地方卸売市場事業特別会計	将来負担比率	↑	↑	↑	↑
		農業集落排水事業特別会計					
		観光施設事業特別会計					
		古川国府給食センター利用組合					
一部事務組合・広域連合	飛騨農業共済事務組合	資金不足比率	↑	↑	↑	↑	
	岐阜県市町村会館組合						
	岐阜県後期高齢者医療広域連合						
	高山市土地開発公社						
地方公社・第三セクター等	高山市土地開発公社						